

財産の無償譲渡につき議決を求めることについて

次の財産を無償譲渡するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

1 無償譲渡する財産 建物

所 在	構 造	床面積
東近江市政所町 9 2 5 番地	鉄骨造 2 階建	8 0 . 0 0 m ²

- 2 無償譲渡する相手方 滋賀県東近江市政所町 1 6 9 1 番地
政所町自治会
会長 高 榮 宏